

**【表紙】**

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書                             |
| 【提出先】      | 関東財務局長 殿                            |
| 【提出日】      | 平成25年6月24日提出                        |
| 【計算期間】     | 第14期特定期間（自 平成24年9月25日 至 平成25年3月25日） |
| 【ファンド名】    | 明治安田ジャパン・セレクト(3カ月決算型)               |
| 【発行者名】     | 明治安田アセットマネジメント株式会社                  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 石川 昌秀                       |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 谷口 嘉邦                               |
| 【連絡場所】     | 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号                     |
| 【電話番号】     | 03－6731－4720                        |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。                         |



## ■属性区分表

| 投資対象資産                                          | 決算頻度         | 投資対象地域      | 投資形態                                                          |
|-------------------------------------------------|--------------|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株                         | 年1回          | グローバル       | ファミリーファンド<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>ファンド・オブ・ファンズ |
|                                                 | 年2回          | 日本          |                                                               |
|                                                 | 年4回          | 北米          |                                                               |
| 債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>( ) | 年6回<br>(隔月)  | 欧州          |                                                               |
|                                                 | 年12回<br>(毎月) | アジア         |                                                               |
|                                                 |              | オセアニア       |                                                               |
| 不動産投信                                           | 日々           | 中南米         |                                                               |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 大型株))                   | その他<br>( )   | アフリカ        |                                                               |
|                                                 |              | 中近東<br>(中東) |                                                               |
| 資産複合<br>( )<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型               |              | エマージング      |                                                               |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分表（網掛け表示部分）の定義＞

**その他資産（投資信託証券（株式 大型株））**

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

**年4回**

目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。

**日本**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

## ■ファンドの特色

明治安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）は、明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンドへの投資を通じて、日本の株式の中から厳選された銘柄を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

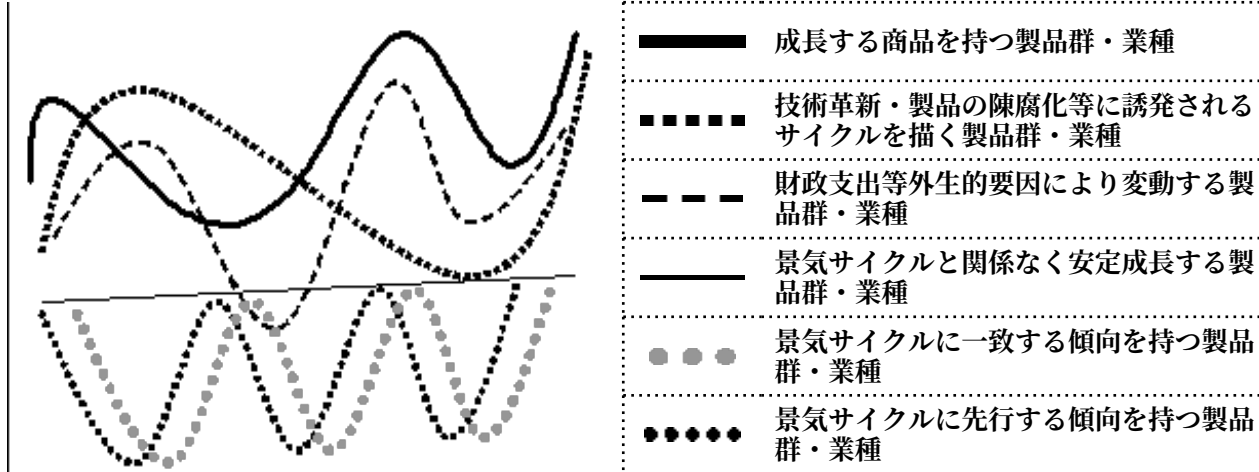
◆日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とします。

- ・組入銘柄数は約25銘柄を基本としますが、市場動向や純資産残高水準等によっては銘柄数を変更することがあります。
- ・大型株を中心として「有望業種の選定」と「有望銘柄の選択」の2つを組み合わせ、中長期での絶対リターンを重視した運用を行います。

◆相場環境に左右されることなく中長期での絶対リターンを重視した運用を行うため、ベンチマークは設定しません。

- ・収益循環の底近辺や上昇基調と判断される業種に属する企業に厳選投資し、市況動向に大きく左右されることなく、収益の獲得を目指します。

＜産業・業種の収益循環 イメージ図＞



※上図は産業・業種の収益循環をあらわしたイメージ図であり、実際の収益循環やファンドの基準価額等の推移を示したものではありません。

◆タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の投資助言に基づき、運用を行います。

- ・大型株に精通し、大型株運用のための独自の投資手法を持っています。

## （２）【ファンドの沿革】

平成18年3月28日

信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始

平成22年10月1日

ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継

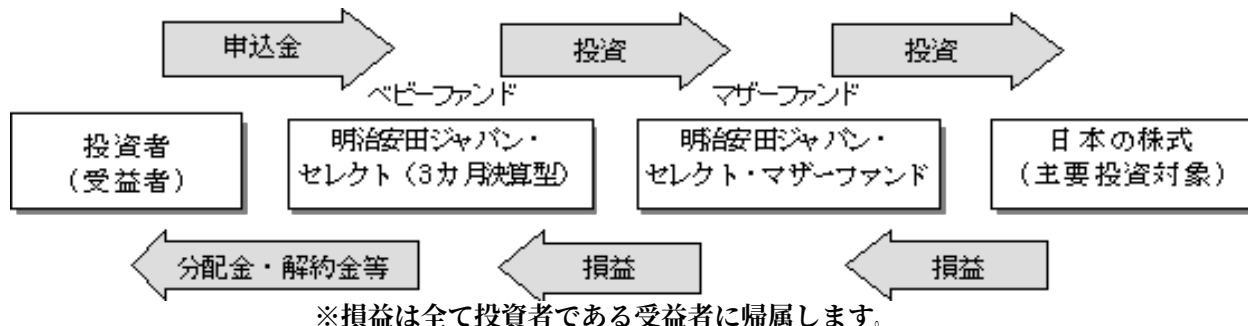
「安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）」から「明治安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）」へファンド名変更

「安田ジャパン・セレクト・マザーファンド」から「明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド」へファンド名変更

### （３）【ファンドの仕組み】

#### ①ファンドの仕組み

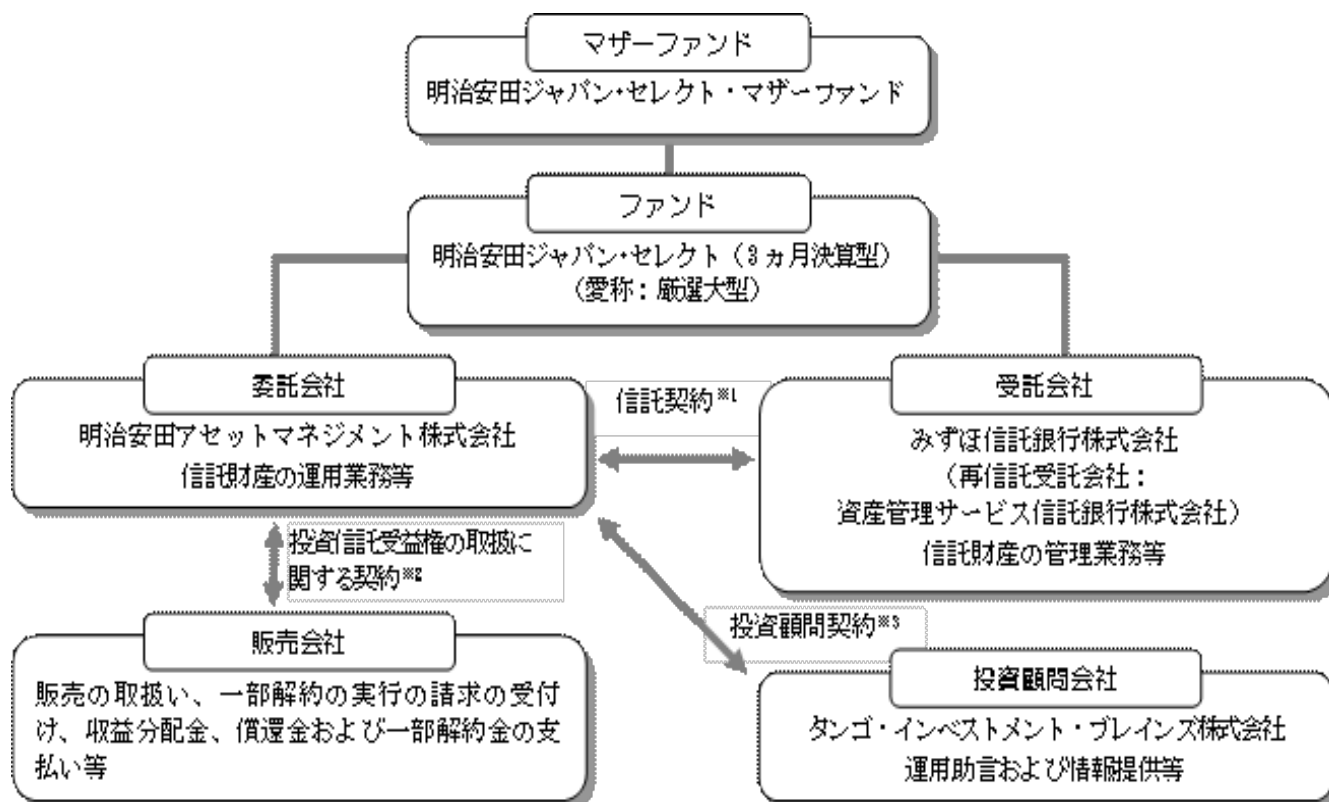
当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



#### ②委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。  
（受託者は信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社：タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社  
ファンドの投資顧問会社として、運用に関する助言・情報提供等を行います。

| タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の概要                                                                                                                |                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 代表者                                                                                                                                      | 代表取締役：丹後 耕造                                               |
| 設立                                                                                                                                       | 平成13年7月5日<br>投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第857号                     |
| 経営理念                                                                                                                                     | 高い運用収益を目指して助言活動を行い、よって、社会に貢献する。                           |
| 特徴                                                                                                                                       | ・膨大なセミマクロ産業データの徹底的な分析<br>・長きにわたる個別企業訪問調査・運用をふまえた、信頼ある助言活動 |
| 丹後耕造氏の主な運用歴：<br>日系証券会社、投資顧問会社での企業調査、運用担当者を経て、世界最大級の外資系投資顧問会社や、産油国の政府の運用機関での日本株運用責任者等、長年の経験を有するファンドマネージャー。現在、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社代表取締役。 |                                                           |



※ 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※ 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

※ 3 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、運用助言の内容及び方法等を規定しています。

## ③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在）：10億円

2. 委託会社の沿革：

昭和61年11月           コスモ投信株式会社設立

平成10年10月           ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月           商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月           明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月           商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月           安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

| 氏名又は名称                          | 住所                                              | 所有株式数   | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 |
|---------------------------------|-------------------------------------------------|---------|---------------------|
| 明治安田生命保険相互会社                    | 東京都千代田区丸の内2-1-1                                 | 17,539株 | 92.86%              |
| アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー | ドイツ,60329 フランクフルト・アム・マイン,マインツァー・ラントシュトラッセ 11-13 | 1,261株  | 6.68%               |
| 富国生命保険相互会社                      | 東京都千代田区内幸町2-2-2                                 | 87株     | 0.46%               |

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

2. 運用方法

I. 投資対象

日本の株式に投資する明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主な投資対象とします。なお、日本の株式等に直接投資する場合があります。

II. 投資態度

①日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とするマザーファンド受益証券を主な投資対象として、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

②株式の実質組入比率は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等によっては、弾力的に変更を行う場合があります。

③明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンドの運用に関しては、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社より投資助言を受けます。

④株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

⑤設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

## ■マザーファンドの投資方針

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

### 2. 運用方法

#### I. 投資対象

日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とします。

#### II. 投資態度

①日本の株式の中から厳選された約25程度の銘柄を主要投資対象とします。

- 1) 組入銘柄数は約25銘柄を基本としますが、市場動向や純資産残高水準等によっては銘柄数を変更することがあります。
- 2) 大型株を中心として「有望業種の選定」と「有望銘柄の選択」の2つを組み合わせ、中長期での絶対リターンを重視した運用を行います。

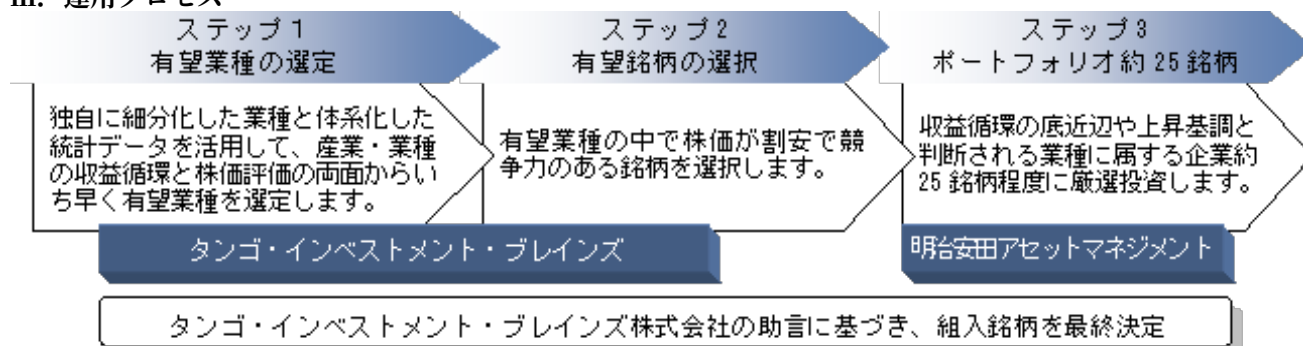
②相場環境に左右されることなく中長期での絶対リターンを重視した運用を行うため、ベンチマークは設定しません。

③タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の投資助言に基づき、明治安田アセットマネジメント株式会社が設定・運用を行います。

④株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

⑤ファンドの設定時、償還時、市況動向、信託財産等の状況によっては上記の運用ができないこともあります。

#### III. 運用プロセス



#### ■有望業種の選定方法

産業、業種を細かく分類し、その収益変動を表す指標を体系的に集め、現在では約500の指標となっております。これらをきめ細かく丹念に分析すると、その業種の収益の水準、これからの方向性をいち早くとらえることができます。この業種の動きは、すなわち業種が属する大型株の動きでもあると考えます。

#### ■約25銘柄で運用する意味

有望業種だけに投資するという観点からは25銘柄程度が適切な銘柄数と考えます。大切なことは、一つの見通し（予測）で選ばれた25銘柄ではなく、それぞれ固有の視点で選び抜かれた25銘柄であるという点です。その意味で、分散の効果は十分に得られるとともに、厳選した投資が収益獲得の原動力となると考えます。

#### ■タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社が投資助言する理由

同社は大型株に精通し、大型株運用のための独自の投資手法を持っております。この手法で運用することにより、従来の大型株運用のイメージを変える投資成果が期待できると判断し、投資顧問会社として選定しました。

※投資対象および投資制限は、原則として「明治安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）」と実質的に同様です。



## （２）【投資対象】

### ①投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

### ②運用の指図範囲等

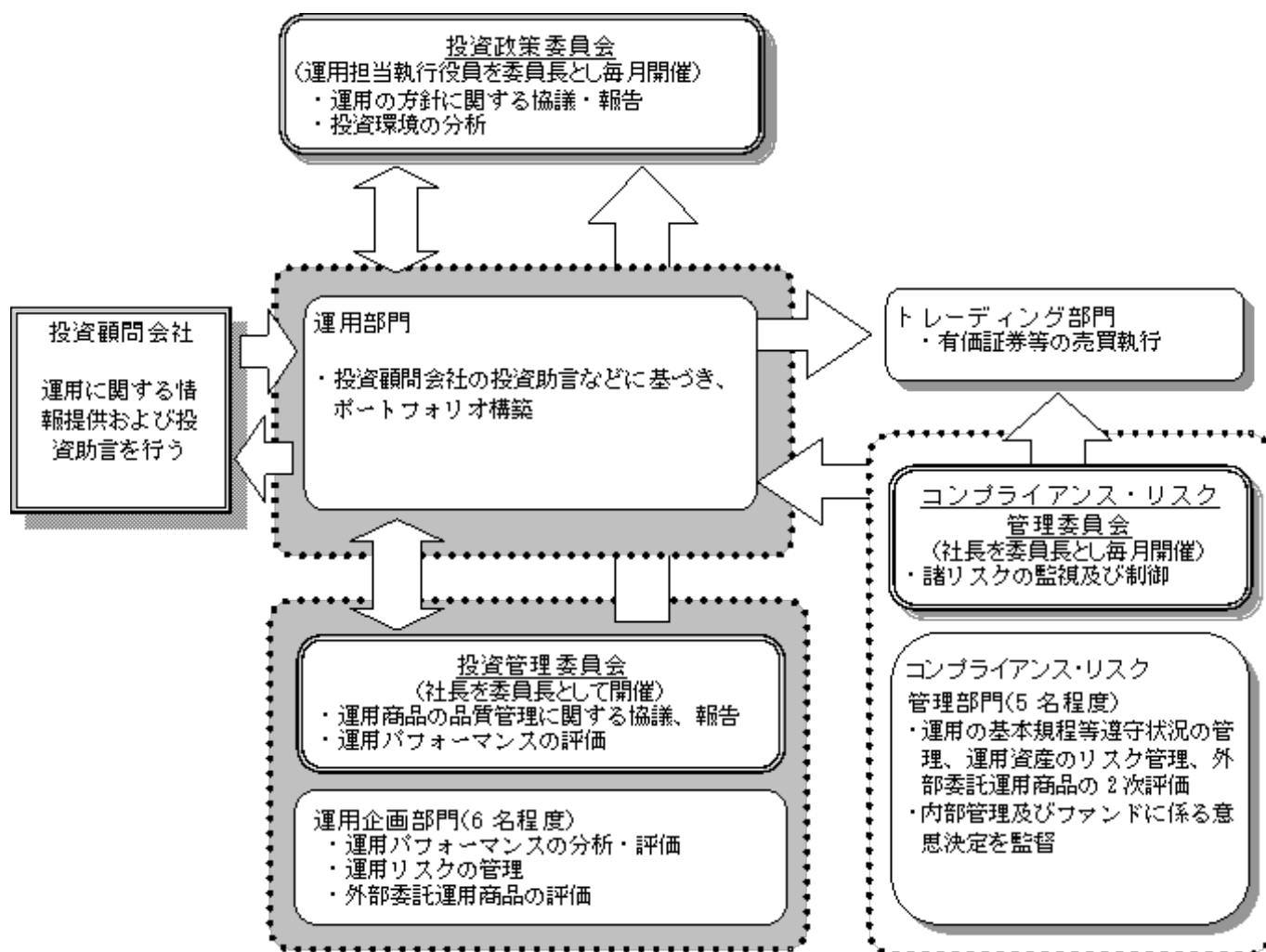
委託会社は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券および新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から10.の証券または証書の性質を有するもの
  12. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  13. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  14. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  15. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、11.ならびに16.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および11.ならびに16.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび13.に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、12.および13.（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- ④前②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （３）【運用体制】

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

#### ＜受託会社に対する管理体制＞

当社は、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

#### （４）【分配方針】

年４回（３月、６月、９月および１２月の各２４日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を十分勘案し、分配対象額の範囲内で決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<分配のイメージ図>



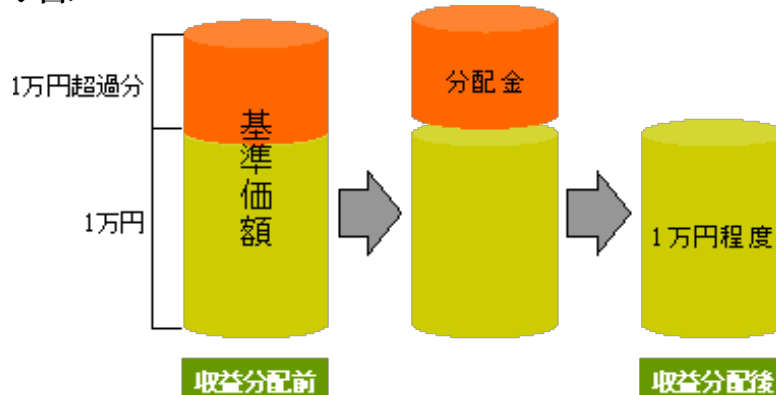
※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申し込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### ■当ファンドの分配に対する基本的な考え方

決算日における基準価額が1万円を上回っている場合に、原則として1万円超過分を分配し、分配後の基準価額が1万円程度となるようにします。

<収益分配のイメージ図>



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

※収益分配金は、分配原資の範囲内で当面1万円超過分について分配を行う予定ですが、基準価額の水準や市況動向等を勘案し、見直すことがあります。

## （５）【投資制限】

### ■投資信託約款に基づく主な投資制限

#### ①株式への投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。

#### ②投資する株式等の範囲

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。
- 2) 前1)にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### ③投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

#### ④同一銘柄の株式等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の20%を超える投資の指図をしません。

#### ⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

#### ⑥外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

#### ⑦信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- 2) 前1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

**⑧先物取引等の運用指図・目的・範囲**

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

**⑨有価証券の貸付の指図および範囲**

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**⑩資金の借入れ**

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**■法律等で規制される投資制限**

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

**<同一株式の投資制限>**

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

**<投資運用業に関する禁止行為>**

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### （１）ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内の株式等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### 1. 値動きの主な要因

##### ○株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

#### 2. その他の留意点

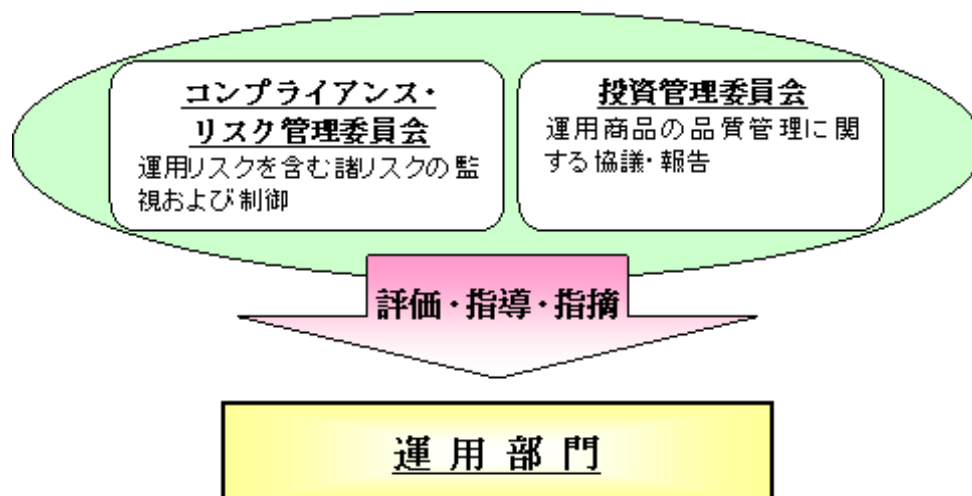
- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## （２）リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



※ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## ４【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
 電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
 ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

### （２）【換金（解約）手数料】

かかりません。  
 信託財産留保額はありません。

### （３）【信託報酬等】

- ①信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.7325%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、以下の通りとします。

（年率）

| 合計                    | 委託会社                  | 販売会社                  | 受託会社                  |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1.7325%<br>（税抜 1.65%） | 0.9135%<br>（税抜 0.87%） | 0.7350%<br>（税抜 0.70%） | 0.0840%<br>（税抜 0.08%） |

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

- ②信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。
- ③委託会社の報酬には、タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社への投資顧問報酬が含まれております。



#### （４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額および受託会社の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ③ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額、ならびに先物・オプション取引に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

##### ①個人、法人別の課税の取扱いについて

##### １）個人の受益者に対する課税

##### ＜収益分配金の課税＞

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

| 時期                           | 税率                          |
|------------------------------|-----------------------------|
| 平成25年1月1日から<br>平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7.147%および地方税3%）  |
| 平成26年1月1日以降                  | 20.315%（所得税15.315%および地方税5%） |

##### ＜一部解約時および償還時の課税＞

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。

原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

| 時期                           | 税率                          |
|------------------------------|-----------------------------|
| 平成25年1月1日から<br>平成25年12月31日まで | 10.147%（所得税7.147%および地方税3%）  |
| 平成26年1月1日以降                  | 20.315%（所得税15.315%および地方税5%） |

##### ＜損益通算について＞

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

##### ２）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

| 時期                           | 税率             |
|------------------------------|----------------|
| 平成25年1月1日から<br>平成25年12月31日まで | 7.147%（所得税のみ）  |
| 平成26年1月1日以降                  | 15.315%（所得税のみ） |

## ②個別元本について

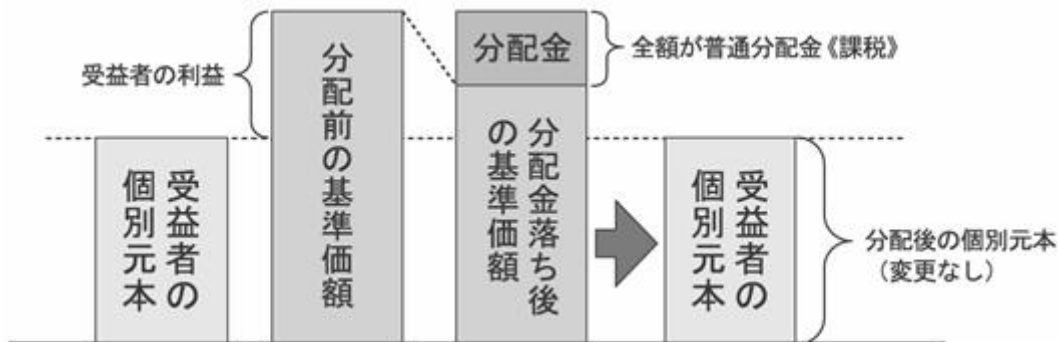
- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## ③収益分配金について

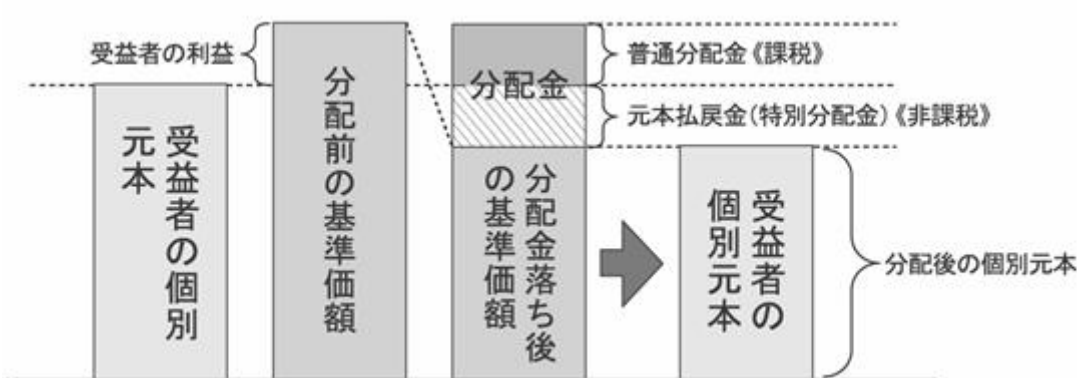
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

- 1) 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

## 1) の場合



## 2) の場合



※上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※当ファンドは、配当控除、益金不算入制度の適用対象です。

※課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

## 5【運用状況】

以下は平成25年4月30日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

### （１）【投資状況】

| 資産の種類                     | 時価合計(円)       | 投資比率(%) |
|---------------------------|---------------|---------|
| 明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド受益証券 | 1,757,115,291 | 99.08   |
| コール・ローン、その他資産(負債控除後)      | 16,246,404    | 0.92    |
| 合計(純資産総額)                 | 1,773,361,695 | 100.00  |

（参考）マザーファンドの投資状況

明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

| 資産の種類                | 国名 | 時価合計(円)       | 投資比率(%) |
|----------------------|----|---------------|---------|
| 株式                   | 日本 | 4,544,041,400 | 96.83   |
| コール・ローン、その他資産(負債控除後) |    | 148,757,534   | 3.17    |
| 合計(純資産総額)            |    | 4,692,798,934 | 100.00  |

### （２）【投資資産】

#### ①【投資有価証券の主要銘柄】

##### 1.上位銘柄

| 順位 | 銘柄名                   | 国名／業種<br>種類       | 数量（口）         | 簿価単価／<br>簿価額（円）         | 評価単価／<br>評価額（円）         | 投資比率<br>（％） |
|----|-----------------------|-------------------|---------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 1  | 明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド | 日本／-<br>親投資信託受益証券 | 1,010,068,574 | 1.5578<br>1,573,484,825 | 1.7396<br>1,757,115,291 | 99.08       |

##### 2.種類別の投資比率

| 種類        | 投資比率（％） |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.08   |
| 合計        | 99.08   |

#### ②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### ③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産  
明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

## ①投資有価証券の主要銘柄

### 1. 上位銘柄

| 順位 | 国／<br>地域 | 種類 | 銘柄名               | 業種       | 数量      | 帳簿価額<br>単価（円） | 帳簿価額<br>金額（円） | 評価額<br>単価（円） | 評価額<br>金額（円） | 投資<br>比率<br>（％） |
|----|----------|----|-------------------|----------|---------|---------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|
| 1  | 日本       | 株式 | 三越伊勢丹ホールディングス     | 小売業      | 164,800 | 906.89        | 149,455,472   | 1,551.00     | 255,604,800  | 5.45            |
| 2  | 日本       | 株式 | 三井住友トラスト・ホールディングス | 銀行業      | 484,000 | 314.28        | 152,111,520   | 489.00       | 236,676,000  | 5.04            |
| 3  | 日本       | 株式 | オリックス             | その他金融業   | 154,000 | 1,176.44      | 181,172,595   | 1,496.00     | 230,384,000  | 4.91            |
| 4  | 日本       | 株式 | 日野自動車             | 輸送用機器    | 146,000 | 716.00        | 104,536,000   | 1,487.00     | 217,102,000  | 4.63            |
| 5  | 日本       | 株式 | 三菱電機              | 電気機器     | 223,000 | 755.99        | 168,587,866   | 928.00       | 206,944,000  | 4.41            |
| 6  | 日本       | 株式 | 日本テレビホールディングス     | 情報・通信業   | 120,000 | 1,587.38      | 190,486,791   | 1,721.00     | 206,520,000  | 4.40            |
| 7  | 日本       | 株式 | 三井住友フィナンシャルグループ   | 銀行業      | 44,000  | 3,240.76      | 142,593,869   | 4,605.00     | 202,620,000  | 4.32            |
| 8  | 日本       | 株式 | 東芝                | 電気機器     | 371,000 | 305.00        | 113,155,000   | 537.00       | 199,227,000  | 4.25            |
| 9  | 日本       | 株式 | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業      | 299,400 | 464.63        | 139,112,244   | 663.00       | 198,502,200  | 4.23            |
| 10 | 日本       | 株式 | 千葉銀行              | 銀行業      | 260,000 | 532.96        | 138,569,600   | 756.00       | 196,560,000  | 4.19            |
| 11 | 日本       | 株式 | 三菱重工業             | 機械       | 291,000 | 397.00        | 115,527,000   | 671.00       | 195,261,000  | 4.16            |
| 12 | 日本       | 株式 | ローソン              | 小売業      | 24,000  | 7,058.68      | 169,408,396   | 7,680.00     | 184,320,000  | 3.93            |
| 13 | 日本       | 株式 | 電通                | サービス業    | 54,000  | 2,156.00      | 116,424,000   | 3,385.00     | 182,790,000  | 3.90            |
| 14 | 日本       | 株式 | トヨタ自動車            | 輸送用機器    | 31,800  | 3,780.00      | 120,204,000   | 5,640.00     | 179,352,000  | 3.82            |
| 15 | 日本       | 株式 | デンソー              | 輸送用機器    | 41,000  | 2,861.00      | 117,301,000   | 4,365.00     | 178,965,000  | 3.81            |
| 16 | 日本       | 株式 | 第一生命保険            | 保険業      | 1,272   | 118,694.84    | 150,979,836   | 134,000.00   | 170,448,000  | 3.63            |
| 17 | 日本       | 株式 | 信越化学工業            | 化学       | 25,700  | 5,130.00      | 131,841,000   | 6,560.00     | 168,592,000  | 3.59            |
| 18 | 日本       | 株式 | ブリヂストン            | ゴム製品     | 44,900  | 2,151.00      | 96,579,900    | 3,675.00     | 165,007,500  | 3.52            |
| 19 | 日本       | 株式 | ケーヒン              | 輸送用機器    | 102,700 | 1,155.48      | 118,667,796   | 1,592.00     | 163,498,400  | 3.48            |
| 20 | 日本       | 株式 | クボタ               | 機械       | 112,000 | 963.00        | 107,856,000   | 1,397.00     | 156,464,000  | 3.33            |
| 21 | 日本       | 株式 | 太平洋セメント           | ガラス・土石製品 | 610,000 | 225.79        | 137,731,900   | 253.00       | 154,330,000  | 3.29            |
| 22 | 日本       | 株式 | ダイキン工業            | 機械       | 38,600  | 2,862.00      | 110,473,200   | 3,910.00     | 150,926,000  | 3.22            |
| 23 | 日本       | 株式 | 本田技研工業            | 輸送用機器    | 38,900  | 3,030.00      | 117,867,000   | 3,875.00     | 150,737,500  | 3.21            |
| 24 | 日本       | 株式 | A N Aホールディングス     | 空運業      | 530,000 | 209.56        | 111,070,656   | 212.00       | 112,360,000  | 2.39            |
| 25 | 日本       | 株式 | ファナック             | 電気機器     | 5,500   | 14,552.72     | 80,039,960    | 14,700.00    | 80,850,000   | 1.72            |

### 2. 種類別の投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|----|---------|
| 株式 | 96.83   |
| 合計 | 96.83   |

### 3. 株式の業種別の投資比率

| 業種     | 投資比率（％） | 業種       | 投資比率（％） |
|--------|---------|----------|---------|
| 輸送用機器  | 18.96   | サービス業    | 3.90    |
| 銀行業    | 17.78   | 保険業      | 3.63    |
| 機械     | 10.71   | 化学       | 3.59    |
| 電気機器   | 10.38   | ゴム製品     | 3.52    |
| 小売業    | 9.37    | ガラス・土石製品 | 3.29    |
| その他金融業 | 4.91    | 空運業      | 2.39    |
| 情報・通信業 | 4.40    | 合計       | 96.83   |

## ②投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## ① 【純資産の推移】

| 期別                    | 純資産総額（円）       |                | 1万口当たり純資産額（円） |        |
|-----------------------|----------------|----------------|---------------|--------|
|                       | 分配落            | 分配付            | 分配落           | 分配付    |
| 第1期特定期間末（平成18年9月25日）  | 13,759,258,212 | 13,759,258,212 | 9,448         | 9,448  |
| 第2期特定期間末（平成19年3月26日）  | 13,467,414,513 | 13,869,950,137 | 10,037        | 10,337 |
| 第3期特定期間末（平成19年9月25日）  | 13,244,009,535 | 13,244,009,535 | 9,593         | 9,593  |
| 第4期特定期間末（平成20年3月24日）  | 8,888,143,793  | 8,888,143,793  | 7,044         | 7,044  |
| 第5期特定期間末（平成20年9月24日）  | 6,093,440,303  | 6,093,440,303  | 6,503         | 6,503  |
| 第6期特定期間末（平成21年3月24日）  | 4,018,940,387  | 4,018,940,387  | 4,440         | 4,440  |
| 第7期特定期間末（平成21年9月24日）  | 4,312,573,353  | 4,312,573,353  | 5,534         | 5,534  |
| 第8期特定期間末（平成22年3月24日）  | 3,563,473,059  | 3,563,473,059  | 5,530         | 5,530  |
| 第9期特定期間末（平成22年9月24日）  | 2,917,696,264  | 2,917,696,264  | 5,028         | 5,028  |
| 第10期特定期間末（平成23年3月24日） | 2,442,388,618  | 2,442,388,618  | 4,933         | 4,933  |
| 第11期特定期間末（平成23年9月26日） | 1,762,136,136  | 1,762,136,136  | 4,304         | 4,304  |
| 第12期特定期間末（平成24年3月26日） | 1,954,101,337  | 1,954,101,337  | 5,330         | 5,330  |
| 第13期特定期間末（平成24年9月24日） | 1,669,580,946  | 1,669,580,946  | 4,843         | 4,843  |
| 第14期特定期間末（平成25年3月25日） | 1,549,879,214  | 1,549,879,214  | 7,005         | 7,005  |

|            | 純資産総額（円）      | 1万口当たり純資産額（円） |
|------------|---------------|---------------|
| 平成24年4月末日  | 1,896,835,951 | 5,123         |
| 平成24年5月末日  | 1,670,445,317 | 4,530         |
| 平成24年6月末日  | 1,775,095,258 | 4,862         |
| 平成24年7月末日  | 1,682,848,907 | 4,713         |
| 平成24年8月末日  | 1,635,496,897 | 4,677         |
| 平成24年9月末日  | 1,646,584,200 | 4,799         |
| 平成24年10月末日 | 1,628,454,144 | 4,860         |
| 平成24年11月末日 | 1,639,949,701 | 5,063         |
| 平成24年12月末日 | 1,805,501,056 | 5,755         |
| 平成25年1月末日  | 1,969,358,779 | 6,300         |
| 平成25年2月末日  | 1,856,658,254 | 6,495         |
| 平成25年3月末日  | 1,542,619,782 | 6,931         |
| 平成25年4月末日  | 1,773,361,695 | 7,829         |

## ② 【分配の推移】

|                                    | 1万口当たり税込み分配金(円) |
|------------------------------------|-----------------|
| 第1期特定期間（平成18年3月28日から平成18年9月25日まで）  | 0               |
| 第2期特定期間（平成18年9月26日から平成19年3月26日まで）  | 600             |
| 第3期特定期間（平成19年3月27日から平成19年9月25日まで）  | 500             |
| 第4期特定期間（平成19年9月26日から平成20年3月24日まで）  | 0               |
| 第5期特定期間（平成20年3月25日から平成20年9月24日まで）  | 0               |
| 第6期特定期間（平成20年9月25日から平成21年3月24日まで）  | 0               |
| 第7期特定期間（平成21年3月25日から平成21年9月24日まで）  | 0               |
| 第8期特定期間（平成21年9月25日から平成22年3月24日まで）  | 0               |
| 第9期特定期間（平成22年3月25日から平成22年9月24日まで）  | 0               |
| 第10期特定期間（平成22年9月25日から平成23年3月24日まで） | 0               |
| 第11期特定期間（平成23年3月25日から平成23年9月26日まで） | 0               |
| 第12期特定期間（平成23年9月27日から平成24年3月26日まで） | 0               |
| 第13期特定期間（平成24年3月27日から平成24年9月24日まで） | 0               |
| 第14期特定期間（平成24年9月25日から平成25年3月25日まで） | 0               |

## ③【収益率の推移】

|                                    | 収益率（％） |
|------------------------------------|--------|
| 第1期特定期間（平成18年3月28日から平成18年9月25日まで）  | △5.52  |
| 第2期特定期間（平成18年9月26日から平成19年3月26日まで）  | 12.58  |
| 第3期特定期間（平成19年3月27日から平成19年9月25日まで）  | 0.56   |
| 第4期特定期間（平成19年9月26日から平成20年3月24日まで）  | △26.57 |
| 第5期特定期間（平成20年3月25日から平成20年9月24日まで）  | △7.68  |
| 第6期特定期間（平成20年9月25日から平成21年3月24日まで）  | △31.72 |
| 第7期特定期間（平成21年3月25日から平成21年9月24日まで）  | 24.64  |
| 第8期特定期間（平成21年9月25日から平成22年3月24日まで）  | △0.07  |
| 第9期特定期間（平成22年3月25日から平成22年9月24日まで）  | △9.08  |
| 第10期特定期間（平成22年9月25日から平成23年3月24日まで） | △1.89  |
| 第11期特定期間（平成23年3月25日から平成23年9月26日まで） | △12.75 |
| 第12期特定期間（平成23年9月27日から平成24年3月26日まで） | 23.84  |
| 第13期特定期間（平成24年3月27日から平成24年9月24日まで） | △9.14  |
| 第14期特定期間（平成24年9月25日から平成25年3月25日まで） | 44.64  |

(注)「収益率」とは特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」)を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

**（４）【設定及び解約の実績】**

|                                    | 設定数量(口)        | 解約数量(口)       |
|------------------------------------|----------------|---------------|
| 第１期特定期間（平成18年３月28日から平成18年９月25日まで）  | 15,085,182,385 | 522,438,856   |
| 第２期特定期間（平成18年９月26日から平成19年３月26日まで）  | 2,388,469,744  | 3,533,359,113 |
| 第３期特定期間（平成19年３月27日から平成19年９月25日まで）  | 2,380,582,050  | 1,992,851,925 |
| 第４期特定期間（平成19年９月26日から平成20年３月24日まで）  | 1,033,581,566  | 2,220,440,833 |
| 第５期特定期間（平成20年３月25日から平成20年９月24日まで）  | 362,745,265    | 3,611,740,484 |
| 第６期特定期間（平成20年９月25日から平成21年３月24日まで）  | 935,811,271    | 1,254,374,612 |
| 第７期特定期間（平成21年３月25日から平成21年９月24日まで）  | 555,616,041    | 1,813,540,918 |
| 第８期特定期間（平成21年９月25日から平成22年３月24日まで）  | 212,210,118    | 1,560,986,553 |
| 第９期特定期間（平成22年３月25日から平成22年９月24日まで）  | 156,844,260    | 798,921,835   |
| 第10期特定期間（平成22年９月25日から平成23年３月24日まで） | 286,579,329    | 1,137,546,454 |
| 第11期特定期間（平成23年３月25日から平成23年９月26日まで） | 46,105,480     | 903,663,244   |
| 第12期特定期間（平成23年９月27日から平成24年３月26日まで） | 75,498,455     | 502,959,303   |
| 第13期特定期間（平成24年３月27日から平成24年９月24日まで） | 106,610,989    | 325,264,283   |
| 第14期特定期間（平成24年９月25日から平成25年３月25日まで） | 92,742,452     | 1,327,903,128 |

※設定数量には当初申込期間中の販売口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （1）申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

#### （2）申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

#### （3）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

#### （4）申込手数料

取得申込受付日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

※受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって保護預りの形態はありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。



## 2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。

### （1）解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

### （2）解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

### （3）解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

### （4）解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

### （5）信託財産留保額

ありません。

### （6）解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目以降、販売会社の営業所等で行います。

### （7）解約に関する留意点

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして計算された価額とします。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

※買取請求については、販売会社へお問い合わせください。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### ①基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されます。

#### ②組入資産の評価

| 資産の種類     | 評価方法                                                                                      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式        | 原則として、基準価額計算日 <sup>※</sup> の金融商品取引所の終値で評価します。<br>※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。 |
| 親投資信託受益証券 | 基準価額計算日の基準価額で評価します。                                                                       |

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。  
基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

## （２）【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## （３）【信託期間】

平成18年3月28日から平成35年12月25日までとします。

ただし、信託約款の規定により延長または償還となることがあります。

## （４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年3月25日から6月24日、6月25日から9月24日、9月25日から12月24日、および12月25日から翌年3月24日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

## （５）【その他】

### ①信託の終了

#### 1) 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合、委託会社とタンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社の間で締結している投資顧問契約（助言契約）の解約が予見される場合または発生した場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、これらの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 2) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### 3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

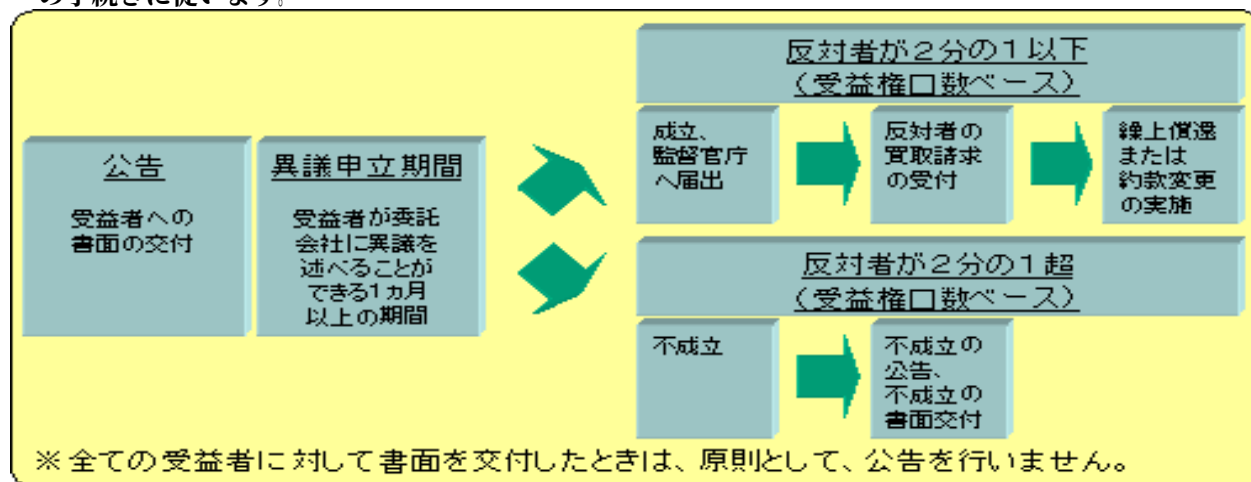
## ②信託約款の変更

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

2) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1) 第2および第3段落記載の手続きに従います。



## ③関係法人との契約等

委託会社と販売会社の間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間での契約の有効期間は、信託期間終了日までとしますが、契約期間中でも3ヵ月前に書面により解約の申入れをすることにより、契約を解約することができます。

## ④運用に係る報告

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき、6ヵ月毎（毎年3月および9月の決算日を基準とします。）および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

## ⑤公告

1) 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.myam.co.jp/>

2) 前1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### ⑦信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めます。

### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### （１）収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。収益分配金または償還金の支払いは、原則としてファンドの決算日または償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までに開始するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （２）換金（解約）の実行請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

#### （３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

#### （４）反対者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は委託会社の指定する販売会社を通じ受託会社に対し、その自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期特定期間（平成24年9月25日から平成25年3月25日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1 【財務諸表】

明治安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

|                 | 第13期特定期間末<br>(平成24年 9 月24日現在) | 第14期特定期間末<br>(平成25年 3 月25日現在) |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <b>資産の部</b>     |                               |                               |
| 流動資産            |                               |                               |
| コール・ローン         | 22,999,008                    | 23,163,440                    |
| 親投資信託受益証券       | 1,653,947,277                 | 1,534,527,710                 |
| 未収入金            | 719,304                       | —                             |
| 未収利息            | 37                            | 38                            |
| 流動資産合計          | 1,677,665,626                 | 1,557,691,188                 |
| 資産合計            | 1,677,665,626                 | 1,557,691,188                 |
| <b>負債の部</b>     |                               |                               |
| 流動負債            |                               |                               |
| 未払解約金           | 729,000                       | 34,640                        |
| 未払受託者報酬         | 354,864                       | 375,335                       |
| 未払委託者報酬         | 6,964,225                     | 7,365,909                     |
| その他未払費用         | 36,591                        | 36,090                        |
| 流動負債合計          | 8,084,680                     | 7,811,974                     |
| 負債合計            | 8,084,680                     | 7,811,974                     |
| <b>純資産の部</b>    |                               |                               |
| 元本等             |                               |                               |
| 元本              | 3,447,748,540                 | 2,212,587,864                 |
| 剰余金             |                               |                               |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | △1,778,167,594                | △662,708,650                  |
| （分配準備積立金）       | 90,087,527                    | 64,602,730                    |
| 元本等合計           | 1,669,580,946                 | 1,549,879,214                 |
| 純資産合計           | 1,669,580,946                 | 1,549,879,214                 |
| 負債純資産合計         | 1,677,665,626                 | 1,557,691,188                 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

|                                           | 第13期特定期間<br>（自 平成24年 3 月27日<br>至 平成24年 9 月24日） | 第14期特定期間<br>（自 平成24年 9 月25日<br>至 平成25年 3 月25日） |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 営業収益                                      |                                                |                                                |
| 受取利息                                      | 6,244                                          | 6,118                                          |
| 有価証券売買等損益                                 | △168,955,869                                   | 664,673,714                                    |
| 営業収益合計                                    | △168,949,625                                   | 664,679,832                                    |
| 営業費用                                      |                                                |                                                |
| 受託者報酬                                     | 733,119                                        | 722,974                                        |
| 委託者報酬                                     | 14,387,366                                     | 14,188,243                                     |
| その他費用                                     | 36,591                                         | 36,090                                         |
| 営業費用合計                                    | 15,157,076                                     | 14,947,307                                     |
| 営業利益又は営業損失（△）                             | △184,106,701                                   | 649,732,525                                    |
| 経常利益又は経常損失（△）                             | △184,106,701                                   | 649,732,525                                    |
| 当期純利益又は当期純損失（△）                           | △184,106,701                                   | 649,732,525                                    |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △3,758,715                                     | 113,463,540                                    |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△）                           | △1,712,300,497                                 | △1,778,167,594                                 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額                            | 166,241,034                                    | 614,079,189                                    |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額                   | 166,241,034                                    | 614,079,189                                    |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額                            | 51,760,145                                     | 34,889,230                                     |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額                   | 51,760,145                                     | 34,889,230                                     |
| 分配金                                       | —                                              | —                                              |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△）                           | △1,778,167,594                                 | △662,708,650                                   |

**（３）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

|                    |                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br>移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。         |
| 2. 費用・収益の計上基準      | 有価証券売買等損益の計上基準<br>約定日基準で計上しております。                       |
| 3. その他             | 当ファンドの特定期間は、当期末が休日のため、平成24年９月25日から平成25年３月25日までとなっております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| 第13期特定期間末<br>（平成24年９月24日現在）                                                 | 第14期特定期間末<br>（平成25年３月25日現在）                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数<br>3,447,748,540口                                      | 1. 特定期間の末日における受益権の総数<br>2,212,587,864口                                      |
| 2. 投資信託財産計算規則第55条の６第１項第10号に規定する額<br>元本の欠損 1,778,167,594円                    | 2. 投資信託財産計算規則第55条の６第１項第10号に規定する額<br>元本の欠損 662,708,650円                      |
| 3. 特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額<br>１口当たり純資産額 0.4843円<br>（10,000口当たり純資産額）（4,843円） | 3. 特定期間の末日における１単位当たりの純資産の額<br>１口当たり純資産額 0.7005円<br>（10,000口当たり純資産額）（7,005円） |



## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第13期特定期間<br>(自 平成24年 3 月27日<br>至 平成24年 9 月24日)                                                                               |   |                | 第14期特定期間<br>(自 平成24年 9 月25日<br>至 平成25年 3 月25日)                                                                              |   |                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|
| 分配金の計算過程<br>第25期（平成24年 3 月27日から平成24年 6 月25日まで）<br>計算期間末における分配対象額は、116,736,353円<br>(10,000口当たり318円80銭)であり、分配金額は0円として<br>おります。 |   |                | 分配金の計算過程<br>第27期（平成24年 9 月25日から平成24年12月25日まで）<br>計算期間末における分配対象額は、113,791,777円<br>(10,000口当たり363円01銭)であり、分配金額は0円として<br>おります。 |   |                |
| 項目                                                                                                                           |   | 金額または口数        | 項目                                                                                                                          |   | 金額または口数        |
| 配当等収益額（費用控除後）                                                                                                                | A | 9,478,988円     | 配当等収益額（費用控除後）                                                                                                               | A | 11,229,036円    |
| 有価証券売買等損益額<br>（費用控除後、繰越欠損金補填後）                                                                                               | B | -円             | 有価証券売買等損益額<br>（費用控除後、繰越欠損金補填後）                                                                                              | B | -円             |
| 収益調整金額                                                                                                                       | C | 23,966,343円    | 収益調整金額                                                                                                                      | C | 21,121,138円    |
| 分配準備積立金額                                                                                                                     | D | 83,291,022円    | 分配準備積立金額                                                                                                                    | D | 81,441,603円    |
| 分配対象額（A + B + C + D）                                                                                                         | E | 116,736,353円   | 分配対象額（A + B + C + D）                                                                                                        | E | 113,791,777円   |
| 期末受益権口数                                                                                                                      | F | 3,661,531,221口 | 期末受益権口数                                                                                                                     | F | 3,134,554,903口 |
| 10,000口当たりの分配対象額<br>(E ÷ F × 10,000)                                                                                         | G | 318円 80銭       | 10,000口当たりの分配対象額<br>(E ÷ F × 10,000)                                                                                        | G | 363円 01銭       |
| 10,000口当たりの分配金額                                                                                                              | H | -円 -銭          | 10,000口当たりの分配金額                                                                                                             | H | -円 -銭          |
| 分配金額（F × H ÷ 10,000）                                                                                                         | I | -円             | 分配金額（F × H ÷ 10,000）                                                                                                        | I | -円             |
| 第26期（平成24年 6 月26日から平成24年 9 月24日まで）<br>計算期間末における分配対象額は、112,796,526円<br>(10,000口当たり327円14銭)であり、分配金額は0円として<br>おります。             |   |                | 第28期（平成24年12月26日から平成25年 3 月25日まで）<br>計算期間末における分配対象額は、81,273,456円<br>(10,000口当たり367円30銭)であり、分配金額は0円として<br>おります。              |   |                |
| 項目                                                                                                                           |   | 金額または口数        | 項目                                                                                                                          |   | 金額または口数        |
| 配当等収益額（費用控除後）                                                                                                                | A | 2,874,072円     | 配当等収益額（費用控除後）                                                                                                               | A | 944,354円       |
| 有価証券売買等損益額<br>（費用控除後、繰越欠損金補填後）                                                                                               | B | -円             | 有価証券売買等損益額<br>（費用控除後、繰越欠損金補填後）                                                                                              | B | -円             |
| 収益調整金額                                                                                                                       | C | 22,708,999円    | 収益調整金額                                                                                                                      | C | 16,670,726円    |
| 分配準備積立金額                                                                                                                     | D | 87,213,455円    | 分配準備積立金額                                                                                                                    | D | 63,658,376円    |
| 分配対象額（A + B + C + D）                                                                                                         | E | 112,796,526円   | 分配対象額（A + B + C + D）                                                                                                        | E | 81,273,456円    |
| 期末受益権口数                                                                                                                      | F | 3,447,748,540口 | 期末受益権口数                                                                                                                     | F | 2,212,587,864口 |
| 10,000口当たりの分配対象額<br>(E ÷ F × 10,000)                                                                                         | G | 327円 14銭       | 10,000口当たりの分配対象額<br>(E ÷ F × 10,000)                                                                                        | G | 367円 30銭       |
| 10,000口当たりの分配金額                                                                                                              | H | -円 -銭          | 10,000口当たりの分配金額                                                                                                             | H | -円 -銭          |
| 分配金額（F × H ÷ 10,000）                                                                                                         | I | -円             | 分配金額（F × H ÷ 10,000）                                                                                                        | I | -円             |

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

|                        | 第13期特定期間<br>(自 平成24年3月27日<br>至 平成24年9月24日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 第14期特定期間<br>(自 平成24年9月25日<br>至 平成25年3月25日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針        | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                                                                                           | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。                                                                                                                                                                                                  | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2.有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。                                                                                                                                                                                                  |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制      | 委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。 | 委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                                                                                                                                           | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。                                                                                                                                                                                                                           |

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

|                    | 第13期特定期間<br>(自 平成24年3月27日<br>至 平成24年9月24日)                                                                                | 第14期特定期間<br>(自 平成24年9月25日<br>至 平成25年3月25日)                                                                                |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                    | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。                                                                    |
| 2. 時価の算定方法         | 親投資信託受益証券<br>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | 親投資信託受益証券<br>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。<br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

## (関連当事者との取引に関する注記)

第13期特定期間（自 平成24年 3月27日 至 平成24年 9月24日）

該当事項はございません。

第14期特定期間（自 平成24年 9月25日 至 平成25年 3月25日）

該当事項はございません。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

|           | 第13期特定期間<br>(自 平成24年 3月27日<br>至 平成24年 9月24日) | 第14期特定期間<br>(自 平成24年 9月25日<br>至 平成25年 3月25日) |
|-----------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 期首元本額     | 3,666,401,834円                               | 3,447,748,540円                               |
| 期中追加設定元本額 | 106,610,989円                                 | 92,742,452円                                  |
| 期中一部解約元本額 | 325,264,283円                                 | 1,327,903,128円                               |

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

|               | 第13期特定期間<br>(自 平成24年 3月27日<br>至 平成24年 9月24日) | 第14期特定期間<br>(自 平成24年 9月25日<br>至 平成25年 3月25日) |
|---------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 種類            | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）                       | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）                       |
| 親投資信託<br>受益証券 | 63,631,351                                   | 323,748,474                                  |
| 合計            | 63,631,351                                   | 323,748,474                                  |

## 3. デリバティブ取引関係

第13期特定期間末（平成24年 9月24日現在）

該当事項はございません。

第14期特定期間末（平成25年 3月25日現在）

該当事項はございません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成25年 3月25日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成25年 3月25日現在)

| 種類        | 銘柄                    | 総口数（口）      | 評価額（円）        | 備考 |
|-----------|-----------------------|-------------|---------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド | 988,678,378 | 1,534,527,710 |    |
| 合計        |                       | 988,678,378 | 1,534,527,710 |    |

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

### 明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

#### （１）貸借対照表

|                | (平成25年 3 月25日現在)     |
|----------------|----------------------|
| 科目             | 金額（円）                |
| <b>資産の部</b>    |                      |
| <b>流動資産</b>    |                      |
| コール・ローン        | 86,811,588           |
| 株式             | 4,098,618,100        |
| 未収配当金          | 2,366,300            |
| 未収利息           | 142                  |
| <b>流動資産合計</b>  | <b>4,187,796,130</b> |
| <b>資産合計</b>    | <b>4,187,796,130</b> |
| <b>負債の部</b>    |                      |
| <b>流動負債</b>    |                      |
| <b>流動負債合計</b>  | -                    |
| <b>負債合計</b>    | -                    |
| <b>純資産の部</b>   |                      |
| <b>元本等</b>     |                      |
| 元本             | 2,698,162,806        |
| <b>剰余金</b>     |                      |
| 剰余金又は欠損金（△）    | 1,489,633,324        |
| <b>元本等合計</b>   | <b>4,187,796,130</b> |
| <b>純資産合計</b>   | <b>4,187,796,130</b> |
| <b>負債純資産合計</b> | <b>4,187,796,130</b> |

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

|                    |                                                                                                                            |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式<br>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. 費用・収益の計上基準      | (1) 受取配当金の計上基準<br>受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。<br><br>(2) 有価証券売買等損益の計上基準<br>約定日基準で計上しております。           |
| 3. その他             | 貸借対照表は、ファンドの特定期間末の平成25年3月25日現在であります。<br>なお、当親投資信託の計算期間は、前期末が休日のため、平成24年12月26日から平成25年12月24日までとなっております。                      |

## (その他の注記)

| (平成25年3月25日現在)                       |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 元本の移動                             |                |
| 対象期間（自 平成24年9月25日 至 平成25年3月25日）の元本状況 |                |
| 期首（平成24年9月25日）の元本額                   | 4,224,052,471円 |
| 対象期間中の追加設定元本額                        | 95,926,465円    |
| 対象期間中の一部解約元本額                        | 1,621,816,130円 |
| 平成25年3月25日現在の元本額の内訳 ※                |                |
| 明治安田ジャパン・セレクト                        | 414,037,623円   |
| 明治安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）                | 988,678,378円   |
| ジャパン・セレクト私募オープン 適格機関投資家転売制限付         | 1,295,446,805円 |
| 計                                    | 2,698,162,806円 |
| 2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額           |                |
| 1口当たり純資産額                            | 1.5521円        |
| (10,000口当たり純資産額)                     | (15,521円)      |

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(平成25年3月25日現在)

| 通貨  | 銘柄                | 株式数       | 評価額     |               | 備考 |
|-----|-------------------|-----------|---------|---------------|----|
|     |                   |           | 単価      | 金額            |    |
| 日本円 | 信越化学工業            | 25,700    | 6,370   | 163,709,000   |    |
|     | ブリヂストン            | 53,900    | 3,150   | 169,785,000   |    |
|     | 太平洋セメント           | 610,000   | 225     | 137,250,000   |    |
|     | LIXILグループ         | 74,300    | 1,923   | 142,878,900   |    |
|     | クボタ               | 132,000   | 1,371   | 180,972,000   |    |
|     | ダイキン工業            | 38,600    | 3,750   | 144,750,000   |    |
|     | 三菱重工業             | 291,000   | 528     | 153,648,000   |    |
|     | 東芝                | 371,000   | 476     | 176,596,000   |    |
|     | 三菱電機              | 173,000   | 789     | 136,497,000   |    |
|     | 日本電産              | 26,500    | 5,630   | 149,195,000   |    |
|     | ファナック             | 9,400     | 14,550  | 136,770,000   |    |
|     | デンソー              | 41,000    | 4,040   | 165,640,000   |    |
|     | トヨタ自動車            | 31,800    | 4,920   | 156,456,000   |    |
|     | 日野自動車             | 146,000   | 1,050   | 153,300,000   |    |
|     | ケーヒン              | 102,700   | 1,367   | 140,390,900   |    |
|     | 本田技研工業            | 43,900    | 3,675   | 161,332,500   |    |
|     | 丸紅                | 169,000   | 765     | 129,285,000   |    |
|     | 三越伊勢丹ホールディングス     | 179,800   | 1,362   | 244,887,600   |    |
|     | ニトリホールディングス       | 21,600    | 7,230   | 156,168,000   |    |
|     | 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 269,400   | 572     | 154,096,800   |    |
|     | 三井住友トラスト・ホールディングス | 564,000   | 447     | 252,108,000   |    |
|     | 三井住友フィナンシャルグループ   | 38,000    | 3,930   | 149,340,000   |    |
|     | 千葉銀行              | 260,000   | 674     | 175,240,000   |    |
|     | 第一生命保険            | 1,652     | 126,200 | 208,482,400   |    |
|     | 電通                | 54,000    | 2,960   | 159,840,000   |    |
| 小計  |                   | 3,728,252 |         | 4,098,618,100 |    |
|     |                   |           |         |               |    |
| 合計  |                   |           |         | 4,098,618,100 |    |

(注) 有価証券の内訳

| 通貨  | 銘柄数    | 組入株式時価比率 | 合計額に対する比率 |
|-----|--------|----------|-----------|
| 日本円 | 株式25銘柄 | 97.9%    | 100.0%    |

## (2) 株式以外の有価証券（平成25年3月25日現在）

該当事項はございません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(平成25年4月30日現在)

|     |                   |                 |
|-----|-------------------|-----------------|
| I   | 資産総額              | 1,783,322,622 円 |
| II  | 負債総額              | 9,960,927 円     |
| III | 純資産総額（I－II）       | 1,773,361,695 円 |
| IV  | 発行済数量             | 2,265,012,068 口 |
| V   | 1口当たり純資産額（III／IV） | 0.7829 円        |

(参考) マザーファンドの現況

明治安田ジャパン・セレクト・マザーファンド

### 純資産額計算書

(平成25年4月30日現在)

|     |                   |                 |
|-----|-------------------|-----------------|
| I   | 資産総額              | 4,761,324,590 円 |
| II  | 負債総額              | 68,525,656 円    |
| III | 純資産総額（I－II）       | 4,692,798,934 円 |
| IV  | 発行済数量             | 2,697,677,083 口 |
| V   | 1口当たり純資産額（III／IV） | 1.7396 円        |

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料  
該当事項はありません。

（２）受益者等に対する特典  
該当事項はありません。

（３）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
該当事項はありません。

（４）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項  
該当事項はありません。

### （５）振替受益権

#### ○受益証券の不発行

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### ○受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ○償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

#### ○質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

＜過去5年間ににおける資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### ② 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年4月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| 種類        | 本数    | 純資産総額             |
|-----------|-------|-------------------|
| 追加型株式投資信託 | 131 本 | 560,318,178,406 円 |
| 単位型株式投資信託 | 2 本   | 3,227,738,901 円   |
| 合計        | 133 本 | 563,545,917,307 円 |

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

|            | 前事業年度<br>(平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(平成24年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部       |                       |                       |
| 流動資産       |                       |                       |
| 現金・預金      | 7,654,615             | 7,798,082             |
| 前払費用       | 100,129               | 96,609                |
| 未収入金       | 2                     | 1,594                 |
| 未収委託者報酬    | 461,977               | 406,697               |
| 未収運用受託報酬   | ※1<br>544,381         | ※1<br>497,131         |
| 未収投資助言報酬   | ※1<br>195,353         | ※1<br>170,156         |
| 繰延税金資産     | 116,799               | -                     |
| その他        | 2,979                 | 1,757                 |
| 貸倒引当金      | △8,785                | -                     |
| 流動資産合計     | 9,067,453             | 8,972,029             |
| 固定資産       |                       |                       |
| 有形固定資産     |                       |                       |
| 建物         | ※2<br>135,328         | ※2<br>120,876         |
| 器具備品       | ※2<br>178,423         | ※2<br>132,336         |
| 有形固定資産合計   | 313,752               | 253,213               |
| 無形固定資産     |                       |                       |
| ソフトウェア     | 33,466                | 22,377                |
| 電話加入権      | 6,662                 | 6,662                 |
| その他        | 586                   | 8,170                 |
| 無形固定資産合計   | 40,714                | 37,210                |
| 投資その他の資産   |                       |                       |
| 長期差入保証金    | ※1<br>190,699         | ※1<br>190,699         |
| 長期前払費用     | 275                   | 185                   |
| 繰延税金資産     | 25,824                | -                     |
| 施設利用権      | 49,000                | -                     |
| 貸倒引当金      | △48,000               | -                     |
| 投資その他の資産合計 | 217,799               | 190,884               |
| 固定資産合計     | 572,266               | 481,307               |
| 資産合計       | 9,639,719             | 9,453,336             |

(単位：千円)

|          | 前事業年度<br>(平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(平成24年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部     |                       |                       |
| 流動負債     |                       |                       |
| 預り金      | 13,180                | 18,168                |
| 未払金      | 516,160               | 339,611               |
| 未払収益分配金  | 146                   | 158                   |
| 未払償還金    | 7,315                 | 7,315                 |
| 未払手数料    | 193,778               | 163,484               |
| その他未払金   | 314,921               | 168,652               |
| 未払費用     | 94,353                | 32,463                |
| 未払法人税等   | 11,716                | 10,892                |
| 未払消費税等   | -                     | 36,590                |
| 賞与引当金    | 103,938               | 104,985               |
| 流動負債合計   | 739,349               | 542,711               |
| 固定負債     |                       |                       |
| 退職給付引当金  | 119,390               | 114,893               |
| 資産除去債務   | 54,977                | 55,470                |
| 固定負債合計   | 174,368               | 170,363               |
| 負債合計     | 913,718               | 713,075               |
| 純資産の部    |                       |                       |
| 株主資本     |                       |                       |
| 資本金      | 1,000,000             | 1,000,000             |
| 資本剰余金    |                       |                       |
| 資本準備金    | 660,443               | 660,443               |
| その他資本剰余金 | 2,854,339             | 2,854,339             |
| 資本剰余金合計  | 3,514,783             | 3,514,783             |
| 利益剰余金    |                       |                       |
| 利益準備金    | 83,040                | 83,040                |
| その他利益剰余金 |                       |                       |
| 別途積立金    | 3,092,001             | 3,092,001             |
| 繰越利益剰余金  | 1,036,176             | 1,050,436             |
| 利益剰余金合計  | 4,211,217             | 4,225,478             |
| 株主資本合計   | 8,726,001             | 8,740,261             |
| 純資産合計    | 8,726,001             | 8,740,261             |
| 負債・純資産合計 | 9,639,719             | 9,453,336             |

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

|           | 前事業年度<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) |
|-----------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業収益      |                                        |                                        |
| 委託者報酬     | 2,555,478                              | 3,037,583                              |
| 受入手数料     | 14,208                                 | 25,800                                 |
| 運用受託報酬    | 1,898,980                              | 1,970,292                              |
| 投資助言報酬    | 311,865                                | 332,526                                |
| 営業収益合計    | 4,780,534                              | 5,366,202                              |
| 営業費用      |                                        |                                        |
| 支払手数料     | 1,272,371                              | 1,402,793                              |
| 広告宣伝費     | 17,415                                 | 22,521                                 |
| 公告費       | 1,444                                  | 323                                    |
| 調査費       | 776,846                                | 967,154                                |
| 調査費       | 347,459                                | 390,141                                |
| 委託調査費     | 429,387                                | 577,013                                |
| 委託計算費     | 281,257                                | 266,632                                |
| 営業雑経費     | 101,333                                | 96,076                                 |
| 通信費       | 18,324                                 | 19,416                                 |
| 印刷費       | 65,644                                 | 66,048                                 |
| 協会費       | 6,857                                  | 6,780                                  |
| 諸会費       | 2,662                                  | 3,346                                  |
| 営業雑費      | 7,844                                  | 484                                    |
| 営業費用合計    | 2,450,668                              | 2,755,501                              |
| 一般管理費     |                                        |                                        |
| 給料        | 1,406,694                              | 1,532,277                              |
| 役員報酬      | 63,577                                 | 70,098                                 |
| 給料・手当     | 1,140,380                              | 1,219,741                              |
| 賞与        | 202,737                                | 242,437                                |
| その他報酬     | 17,264                                 | 2,242                                  |
| 賞与引当金繰入   | 103,938                                | 104,985                                |
| 福利厚生費     | 228,532                                | 246,627                                |
| 交際費       | 1,641                                  | 1,974                                  |
| 寄付金       | 100                                    | 200                                    |
| 旅費交通費     | 27,287                                 | 32,460                                 |
| 租税公課      | 22,389                                 | 24,888                                 |
| 不動産賃借料    | 238,996                                | 237,951                                |
| 退職給付費用    | 54,668                                 | 53,431                                 |
| 固定資産減価償却費 | 79,928                                 | 85,762                                 |
| 諸経費       | 135,011                                | 149,865                                |
| 一般管理費合計   | 2,316,454                              | 2,472,666                              |
| 営業利益      | 13,410                                 | 138,034                                |

(単位：千円)

|                           | 前事業年度<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) |
|---------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 営業外収益                     |                                        |                                        |
| 受取利息                      | 5,008                                  | 4,070                                  |
| 償還金等時効完成分                 | 20,750                                 | 12                                     |
| 保険契約返戻金・配当金               | ※1 2,265                               | ※1 2,275                               |
| 貸倒引当金戻入額                  | -                                      | 15,785                                 |
| 雑益                        | 467                                    | 3,513                                  |
| 営業外収益合計                   | 28,491                                 | 25,657                                 |
| 営業外費用                     |                                        |                                        |
| 為替差損                      | -                                      | 506                                    |
| 雑損                        | 39                                     | -                                      |
| 営業外費用合計                   | 39                                     | 506                                    |
| 経常利益                      | 41,862                                 | 163,185                                |
| 特別利益                      | -                                      | -                                      |
| 特別損失                      |                                        |                                        |
| 固定資産除却損                   | ※2 13,467                              | ※2 611                                 |
| 合併関連費用                    | ※3 465,874                             | ※3 3,400                               |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う<br>影響額   | 34,623                                 | -                                      |
| 特別損失合計                    | 513,965                                | 4,011                                  |
| 税引前当期純利益又は<br>税引前当期純損失（△） | △472,102                               | 159,174                                |
| 法人税、住民税及び事業税              | 2,290                                  | 2,290                                  |
| 法人税等調整額                   | △68,487                                | 142,624                                |
| 法人税等合計                    | △66,197                                | 144,914                                |
| 当期純利益又は当期純損失（△）           | △405,904                               | 14,260                                 |

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

|                 | 前事業年度<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 株主資本            |                                        |                                        |
| 資本金             |                                        |                                        |
| 当期首残高           | 1,000,000                              | 1,000,000                              |
| 当期変動額           | -                                      | -                                      |
| 当期末残高           | 1,000,000                              | 1,000,000                              |
| 資本剰余金           |                                        |                                        |
| 資本準備金           |                                        |                                        |
| 当期首残高           | 660,443                                | 660,443                                |
| 当期変動額           | -                                      | -                                      |
| 当期末残高           | 660,443                                | 660,443                                |
| その他資本剰余金        |                                        |                                        |
| 当期首残高           | -                                      | 2,854,339                              |
| 当期変動額           |                                        |                                        |
| 合併による増加         | 2,854,339                              | -                                      |
| 当期変動額合計         | 2,854,339                              | -                                      |
| 当期末残高           | 2,854,339                              | 2,854,339                              |
| 資本剰余金合計         |                                        |                                        |
| 当期首残高           | 660,443                                | 3,514,783                              |
| 当期変動額           |                                        |                                        |
| 合併による増加         | 2,854,339                              | -                                      |
| 当期変動額合計         | 2,854,339                              | -                                      |
| 当期末残高           | 3,514,783                              | 3,514,783                              |
| 利益剰余金           |                                        |                                        |
| 利益準備金           |                                        |                                        |
| 当期首残高           | 83,040                                 | 83,040                                 |
| 当期変動額           | -                                      | -                                      |
| 当期末残高           | 83,040                                 | 83,040                                 |
| その他利益剰余金        |                                        |                                        |
| 別途積立金           |                                        |                                        |
| 当期首残高           | 3,092,001                              | 3,092,001                              |
| 当期変動額           | -                                      | -                                      |
| 当期末残高           | 3,092,001                              | 3,092,001                              |
| 繰越利益剰余金         |                                        |                                        |
| 当期首残高           | 1,448,381                              | 1,036,176                              |
| 当期変動額           |                                        |                                        |
| 剰余金の配当          | △6,300                                 | -                                      |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △405,904                               | 14,260                                 |
| 当期変動額合計         | △412,205                               | 14,260                                 |
| 当期末残高           | 1,036,176                              | 1,050,436                              |
| 利益剰余金合計         |                                        |                                        |
| 当期首残高           | 4,623,423                              | 4,211,217                              |
| 当期変動額           |                                        |                                        |
| 剰余金の配当          | △6,300                                 | -                                      |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △405,904                               | 14,260                                 |
| 当期変動額合計         | △412,205                               | 14,260                                 |
| 当期末残高           | 4,211,217                              | 4,225,478                              |
| 株主資本合計          |                                        |                                        |
| 当期首残高           | 6,283,866                              | 8,726,001                              |
| 当期変動額           |                                        |                                        |
| 合併による増加         | 2,854,339                              | -                                      |
| 剰余金の配当          | △6,300                                 | -                                      |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | △405,904                               | 14,260                                 |
| 当期変動額合計         | 2,442,134                              | 14,260                                 |
| 当期末残高           | 8,726,001                              | 8,740,261                              |

**重要な会計方針**

|                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産<br/>定額法<br/>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～18年<br/>器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産<br/>定額法<br/>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>                                                                     |
| <p>2. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。</p> |
| <p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理方法<br/>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>                                                                                                                                                                            |

**追加情報**

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

**注記事項**

（貸借対照表関係）

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

|          | 前事業年度<br>(平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(平成24年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 未収運用受託報酬 | 9,887千円               | 8,944千円               |
| 未収投資助言報酬 | 181,486千円             | 164,758千円             |
| 長期差入保証金  | 190,313千円             | 190,313千円             |

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

|      | 前事業年度<br>(平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(平成24年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物   | 118,809千円             | 133,261千円             |
| 器具備品 | 324,154千円             | 327,061千円             |

（損益計算書関係）

※1 全て関係会社に対する金額であります。

※2 前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

固定資産除却損の内容は、器具備品1,075千円、ソフトウェア12,392千円であります。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主に器具備品611千円であります。



## ※3 前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

合併関連費用は、主に、会社合併に伴う資産運用システム統合に関する費用166,443千円、特別退職加算金等154,794千円、退職給付制度改定損75,717千円を計上しております。

## 当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

合併関連費用は、会社合併に伴う資産運用システム統合に関する費用を計上しております。

## （株主資本等変動計算書関係）

## 前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加     | 減少 | 当事業年度末  |
|-------|---------|--------|----|---------|
| 普通株式  | 12,601株 | 6,286株 | -  | 18,887株 |

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額     | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|------------|----------|------------|------------|
| 平成22年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 6,300,500円 | 500円00銭  | 平成22年3月31日 | 平成22年6月25日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## 当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|-------|---------|----|----|---------|
| 普通株式  | 18,887株 | -  | -  | 18,887株 |

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額     | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|------------|----------|------------|------------|
| 平成24年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 5,099,490円 | 270円00銭  | 平成24年3月31日 | 平成24年6月27日 |

## （リース取引関係）

重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6の規定により注記を省略しております。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

|                            | 貸借対照表計上額<br>(千円)  | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------------|-------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金                  | 7,654,615         | 7,654,615  | -          |
| (2) 未収委託者報酬                | 461,977           | 461,977    | -          |
| (3) 未収運用受託報酬               | 544,381           | 544,381    | -          |
| (4) 未収投資助言報酬<br>貸倒引当金 (※1) | 195,353<br>△8,785 |            |            |
|                            | 186,568           | 186,568    | -          |
| (5) 長期差入保証金                | 190,699           | 183,759    | △6,939     |
| 資産計                        | 9,038,241         | 9,031,302  | △6,939     |
| (1) 未払手数料                  | 193,778           | 193,778    | -          |
| (2) その他未払金                 | 314,921           | 314,921    | -          |
| 負債計                        | 508,699           | 508,699    | -          |

(※1) 未収投資助言報酬に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

|              | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------------|------------------|------------|------------|
| (1) 現金・預金    | 7,798,082        | 7,798,082  | -          |
| (2) 未収委託者報酬  | 406,697          | 406,697    | -          |
| (3) 未収運用受託報酬 | 497,131          | 497,131    | -          |
| (4) 未収投資助言報酬 | 170,156          | 170,156    | -          |
| (5) 長期差入保証金  | 190,699          | 187,683    | △3,015     |
| 資産計          | 9,062,766        | 9,059,750  | △3,015     |
| (1) 未払手数料    | 163,484          | 163,484    | -          |
| (2) その他未払金   | 168,652          | 168,652    | -          |
| 負債計          | 332,137          | 332,137    | -          |

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 未収投資助言報酬

未収投資助言報酬のうち一般債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、未収投資助言報酬のうち貸倒懸念債権については、財務内容評価法による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

## (5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

|          | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金    | 7,654,389    | -                   | -                    | -            |
| 未収委託者報酬  | 461,977      | -                   | -                    | -            |
| 未収運用受託報酬 | 544,381      | -                   | -                    | -            |
| 未収投資助言報酬 | 186,568      | -                   | -                    | -            |
| 長期差入保証金  | -            | -                   | 190,313              | -            |
| 合計       | 8,847,316    | -                   | 190,313              | -            |

当事業年度（平成24年3月31日）

|          | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金・預金    | 7,797,986    | -                   | -                    | -            |
| 未収委託者報酬  | 406,697      | -                   | -                    | -            |
| 未収運用受託報酬 | 497,131      | -                   | -                    | -            |
| 未収投資助言報酬 | 170,156      | -                   | -                    | -            |
| 長期差入保証金  | -            | 190,313             | -                    | -            |
| 合計       | 8,871,971    | 190,313             | -                    | -            |

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、前事業年度においては、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けておりましたが、当事業年度より確定給付型の制度に一本化しました。

## 2. 退職給付債務に関する事項

|                              | 前事業年度<br>(平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(平成24年3月31日) |
|------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 退職給付債務 (千円)              | △375,538              | △427,062              |
| (2) 年金資産 (千円)                | 256,147               | 312,169               |
| (3) 未積立退職給付債務 (1) + (2) (千円) | △119,390              | △114,893              |
| (4) 退職給付引当金 (3) (千円)         | △119,390              | △114,893              |

## 3. 退職給付費用に関する事項

|                  | 前事業年度<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) |
|------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 退職給付費用 (千円) (注1) | 54,668                                 | 53,431                                 |

(注1) 前事業年度の退職給付費用には、勤務費用のほか、確定拠出年金への掛金支払額1,346千円が含まれております。

(注2) 前事業年度においては、上記の退職給付費用以外に特別退職金150,044千円、退職給付制度改定損75,717千円を特別損失「合併関連費用」に含めて計上しております。なお、退職給付制度改定損は、当社の退職金規程を、合併に伴い改定したことにより発生したものであります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

|                | 前事業年度<br>(平成23年3月31日) |    | 当事業年度<br>(平成24年3月31日) |    |
|----------------|-----------------------|----|-----------------------|----|
| 繰延税金資産         |                       |    |                       |    |
| 税務上の繰越欠損金      | 468,586               | 千円 | 448,266               | 千円 |
| 税務上の繰延資産償却超過額  | 69,633                | 〃  | 52,268                | 〃  |
| 退職給付引当金繰入限度超過額 | 48,580                | 〃  | 42,472                | 〃  |
| 賞与引当金繰入限度超過額   | 42,292                | 〃  | 39,904                | 〃  |
| その他            | 106,485               | 〃  | 38,408                | 〃  |
| 繰延税金資産小計       | 735,577               | 〃  | 621,320               | 〃  |
| 評価性引当額         | △586,024              | 〃  | △616,061              | 〃  |
| 繰延税金資産合計       | 149,552               | 〃  | 5,259                 | 〃  |
| 繰延税金負債         |                       |    |                       |    |
| 資産除去費用         | △6,928                | 〃  | △5,259                | 〃  |
| 繰延税金負債合計       | △6,928                | 〃  | △5,259                | 〃  |
| 繰延税金資産の純額      | 142,624               | 〃  | -                     | 〃  |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                    | 前事業年度<br>(平成23年3月31日) |  | 当事業年度<br>(平成24年3月31日) |   |
|--------------------|-----------------------|--|-----------------------|---|
| 法定実効税率             | -                     |  | 40.69                 | % |
| (調整)               |                       |  |                       |   |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | -                     |  | 0.50                  | 〃 |
| 評価性引当額の増減          | -                     |  | 48.41                 | 〃 |
| 住民税均等割             | -                     |  | 1.44                  | 〃 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | -                     |  | 91.04                 | % |

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

## 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収または支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（16年）としており、割引率は0.896%を適用しております。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

|                 | 前事業年度<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) |    | 当事業年度<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) |    |
|-----------------|----------------------------------------|----|----------------------------------------|----|
| 期首残高（注）         | 54,489                                 | 千円 | 54,977                                 | 千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | -                                      | 〃  | -                                      | 〃  |
| 時の経過による調整額      | 488                                    | 〃  | 492                                    | 〃  |
| 期末残高            | 54,977                                 | 千円 | 55,470                                 | 千円 |

(注) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

|           | 投資信託<br>（運用業務） | 投資信託<br>（販売業務） | 投資顧問<br>（投資一任） | 投資顧問<br>（投資助言） | 合計        |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 2,555,478      | 14,208         | 1,898,980      | 311,865        | 4,780,534 |

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名       | 売上高     |
|-----------------|---------|
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 621,584 |

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

|           | 投資信託<br>（運用業務） | 投資信託<br>（販売業務） | 投資顧問<br>（投資一任） | 投資顧問<br>（投資助言） | 合計        |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 3,037,583      | 25,800         | 1,970,292      | 332,526        | 5,366,202 |

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名       | 売上高     |
|-----------------|---------|
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 613,920 |

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称       | 所在地     | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合        | 関連当事者との関係                          | 取引の内容  | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------|---------|-------------------|-------|-----------------------|------------------------------------|--------|--------------|----------|--------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 60,000            | 生命保険業 | (被所有)<br>直接<br>92.86% | 資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任 | 運用受託報酬 | 35,471       | 未収運用受託報酬 | 9,887        |
|     |              |         |                   |       |                       |                                    | 投資助言報酬 | 306,784      | 未収投資助言報酬 | 181,486      |
|     |              |         |                   |       |                       |                                    | 支払手数料  | 112,478      | 未払手数料    | 43,228       |
|     |              |         |                   |       |                       |                                    | 事務所家賃  | 234,107      | 前払家賃     | 19,655       |
|     |              |         |                   |       |                       |                                    |        |              | 長期差入保証金  | 190,313      |

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

| 種類  | 会社等の名称       | 所在地     | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合        | 関連当事者との関係                          | 取引の内容  | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------------|---------|-------------------|-------|-----------------------|------------------------------------|--------|--------------|----------|--------------|
| 親会社 | 明治安田生命保険相互会社 | 東京都千代田区 | 110,000           | 生命保険業 | (被所有)<br>直接<br>92.86% | 資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任 | 運用受託報酬 | 34,961       | 未収運用受託報酬 | 8,944        |
|     |              |         |                   |       |                       |                                    | 投資助言報酬 | 321,882      | 未収投資助言報酬 | 164,758      |
|     |              |         |                   |       |                       |                                    | 支払手数料  | 133,324      | 未払手数料    | 41,430       |
|     |              |         |                   |       |                       |                                    | 事務所家賃  | 232,739      | 前払家賃     | 19,655       |
|     |              |         |                   |       |                       |                                    |        |              | 長期差入保証金  | 190,313      |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

①運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

②事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

(注1) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## (1株当たり情報)

|                           | 前事業年度<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) |
|---------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 1株当たり純資産額                 | 462,010円97銭                            | 462,766円00銭                            |
| 1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額(△) | △25,796円30銭                            | 755円02銭                                |

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

|                             | 前事業年度<br>(平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(平成24年3月31日) |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）         | 8,726,001             | 8,740,261             |
| 普通株式に係る純資産額（千円）             | 8,726,001             | 8,740,261             |
| 差額の主な内訳                     | -                     | -                     |
| 普通株式の発行済株式数（株）              | 18,887                | 18,887                |
| 普通株式の自己株式数（株）               | -                     | -                     |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株） | 18,887                | 18,887                |

## 1株当たり当期純利益金額

|                            | 前事業年度<br>(自 平成22年4月1日<br>至 平成23年3月31日) | 当事業年度<br>(自 平成23年4月1日<br>至 平成24年3月31日) |
|----------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 当期純利益又は当期純損失（△）（千円）        | △405,904                               | 14,260                                 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）           | -                                      | -                                      |
| 普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円） | △405,904                               | 14,260                                 |
| 普通株式の期中平均株式数（株）            | 15,735                                 | 18,887                                 |

## (重要な後発事象)

## ・ 本社移転について

当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結しました。この移転により、平成25年3月期において、移転費用（引越費用、除却損等）として約199百万円を特別損失へ計上する予定であります。今後の家賃等の経費削減効果を見込んでおります。

## ・ 投資一任契約の解除について

平成24年6月26日に、主要な顧客より、投資一任契約について解除する旨の通知（解約日は別途通知）がありました。

**1.中間財務諸表の作成方法について**

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

**2.監査証明について**

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。



中間財務諸表等  
 中間財務諸表  
 ①中間貸借対照表

(単位：千円)

| 当中間会計期間末<br>(平成24年9月30日) |            |
|--------------------------|------------|
| 資産の部                     |            |
| 流動資産                     |            |
| 現金・預金                    | 7,628,336  |
| 未収委託者報酬                  | 390,720    |
| 未収運用受託報酬                 | 579,086    |
| 未収投資助言報酬                 | 192,856    |
| 短期差入保証金                  | 190,313    |
| その他                      | 135,493    |
| 流動資産合計                   | 9,116,805  |
| 固定資産                     |            |
| 有形固定資産                   | ※1 243,087 |
| 無形固定資産                   | 65,954     |
| 投資その他の資産                 | 49,429     |
| 長期差入保証金                  | 49,289     |
| その他                      | 140        |
| 固定資産合計                   | 358,472    |
| 資産合計                     | 9,475,278  |
| 負債の部                     |            |
| 流動負債                     |            |
| 未払償還金                    | 7,315      |
| 未払手数料                    | 153,403    |
| 未払法人税等                   | 8,916      |
| 賞与引当金                    | 92,725     |
| 資産除去債務                   | 55,718     |
| その他                      | ※2 355,970 |
| 流動負債合計                   | 674,051    |
| 固定負債                     |            |
| 退職給付引当金                  | 121,194    |
| 固定負債合計                   | 121,194    |
| 負債合計                     | 795,245    |
| 純資産の部                    |            |
| 株主資本                     |            |
| 資本金                      | 1,000,000  |
| 資本剰余金                    |            |
| 資本準備金                    | 660,443    |
| その他資本剰余金                 | 2,854,339  |
| 資本剰余金合計                  | 3,514,783  |
| 利益剰余金                    |            |
| 利益準備金                    | 83,040     |
| その他利益剰余金                 |            |
| 別途積立金                    | 3,092,001  |
| 繰越利益剰余金                  | 990,207    |
| 利益剰余金合計                  | 4,165,248  |
| 株主資本合計                   | 8,680,032  |
| 純資産合計                    | 8,680,032  |
| 負債純資産合計                  | 9,475,278  |

## ②中間損益計算書

(単位：千円)

| 当中間会計期間<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成24年9月30日) |              |
|------------------------------------------|--------------|
| 営業収益                                     |              |
| 委託者報酬                                    | 1,376,936    |
| 受入手数料                                    | 11,985       |
| 運用受託報酬                                   | 907,372      |
| 投資助言報酬                                   | 183,923      |
| 営業収益合計                                   | 2,480,217    |
| 営業費用                                     |              |
| 支払手数料                                    | 614,627      |
| その他営業費用                                  | 686,967      |
| 営業費用合計                                   | 1,301,594    |
| 一般管理費                                    | ※1 1,189,325 |
| 営業損失（△）                                  | △10,702      |
| 営業外収益                                    | ※2 3,668     |
| 営業外費用                                    | -            |
| 経常損失（△）                                  | △7,033       |
| 特別利益                                     | -            |
| 特別損失                                     | ※3 46,951    |
| 税引前中間純損失（△）                              | △53,984      |
| 法人税、住民税及び事業税                             | 1,145        |
| 法人税等調整額                                  | -            |
| 法人税等合計                                   | 1,145        |
| 中間純損失（△）                                 | △55,129      |

## ③中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

|           | 当中間会計期間<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成24年9月30日) |
|-----------|------------------------------------------|
| 株主資本      |                                          |
| 資本金       |                                          |
| 当期首残高     | 1,000,000                                |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 1,000,000                                |
| 資本剰余金     |                                          |
| 資本準備金     |                                          |
| 当期首残高     | 660,443                                  |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 660,443                                  |
| その他資本剰余金  |                                          |
| 当期首残高     | 2,854,339                                |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 2,854,339                                |
| 資本剰余金合計   |                                          |
| 当期首残高     | 3,514,783                                |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 3,514,783                                |
| 利益剰余金     |                                          |
| 利益準備金     |                                          |
| 当期首残高     | 83,040                                   |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 83,040                                   |
| その他利益剰余金  |                                          |
| 別途積立金     |                                          |
| 当期首残高     | 3,092,001                                |
| 当中間期変動額   | -                                        |
| 当中間期末残高   | 3,092,001                                |
| 繰越利益剰余金   |                                          |
| 当期首残高     | 1,050,436                                |
| 当中間期変動額   |                                          |
| 剰余金の配当    | △5,099                                   |
| 中間純損失（△）  | △55,129                                  |
| 当中間期変動額合計 | △60,229                                  |
| 当中間期末残高   | 990,207                                  |
| 利益剰余金合計   |                                          |
| 当期首残高     | 4,225,478                                |
| 当中間期変動額   |                                          |
| 剰余金の配当    | △5,099                                   |
| 中間純損失（△）  | △55,129                                  |
| 当中間期変動額合計 | △60,229                                  |
| 当中間期末残高   | 4,165,248                                |
| 株主資本合計    |                                          |
| 当期首残高     | 8,740,261                                |
| 当中間期変動額   |                                          |
| 剰余金の配当    | △5,099                                   |
| 中間純損失（△）  | △55,129                                  |
| 当中間期変動額合計 | △60,229                                  |
| 当中間期末残高   | 8,680,032                                |

**重要な会計方針**

| 当中間会計期間<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成24年9月30日)                                                                    |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1. 固定資産の減価償却方法                                                                                              |  |
| (1)有形固定資産                                                                                                   |  |
| 定額法                                                                                                         |  |
| なお、主な耐用年数は次のとおりであります。                                                                                       |  |
| 建物 3年～18年                                                                                                   |  |
| 器具備品 3年～20年                                                                                                 |  |
| (2)無形固定資産                                                                                                   |  |
| 定額法                                                                                                         |  |
| なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。                                                       |  |
| 2. 引当金の計上基準                                                                                                 |  |
| (1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。                                                                    |  |
| (2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。 |  |
| 3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項                                                                                |  |
| 消費税等の会計処理方法                                                                                                 |  |
| 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。                                                                               |  |

**会計方針の変更**

該当事項はありません。

**追加情報**

(本社移転について)

当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結しました。この移転により、平成25年3月期において、移転費用（引越費用、除却損等）として232百万円を特別損失へ計上する予定であります。今後の家賃等の経費削減効果を見込んでおります。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

| 当中間会計期間末<br>（平成24年9月30日）                                      |  |           |
|---------------------------------------------------------------|--|-----------|
| ※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。                                 |  |           |
| 建物                                                            |  | 140,487千円 |
| 器具備品                                                          |  | 329,678千円 |
| ※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 |  |           |

## （中間損益計算書関係）

| 当中間会計期間<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成24年9月30日） |  |          |
|------------------------------------------|--|----------|
| ※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。          |  |          |
| 有形固定資産                                   |  | 33,840千円 |
| 無形固定資産                                   |  | 4,966千円  |
| ※2 営業外収益のうち主なもの                          |  |          |
| 受取利息                                     |  | 1,901千円  |
| 保険契約返戻金・配当金                              |  | 1,192千円  |
| ※3 特別損失のうち主なもの                           |  |          |
| 特別退職金                                    |  | 46,603千円 |

## （中間株主資本等変動計算書関係）

株主資本等変動計算書関係

|                                                               |         |            |          |            |            |
|---------------------------------------------------------------|---------|------------|----------|------------|------------|
| 当中間会計期間<br>(自 平成24年4月1日<br>至 平成24年9月30日)                      |         |            |          |            |            |
| 1. 発行済株式に関する事項                                                |         |            |          |            |            |
| 株式の種類                                                         | 当事業年度期首 | 増加         | 減少       | 当中間会計期間末   |            |
| 普通株式                                                          | 18,887株 | —          | —        | 18,887株    |            |
| 2. 自己株式に関する事項<br>該当事項はありません。                                  |         |            |          |            |            |
| 3. 新株予約権等に関する事項<br>該当事項はありません。                                |         |            |          |            |            |
| 4. 配当に関する事項                                                   |         |            |          |            |            |
| (1)配当金支払額                                                     |         |            |          |            |            |
| 決議                                                            | 株式の種類   | 配当金の総額     | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
| 平成24年6月27日<br>定時株主総会                                          | 普通株式    | 5,099,490円 | 270円00銭  | 平成24年3月31日 | 平成24年6月27日 |
| (2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの<br>該当事項はありません。 |         |            |          |            |            |

## （リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

## (金融商品関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|             | 中間貸借対照表計上額 | 時価        | 差額 |
|-------------|------------|-----------|----|
| (1)現金・預金    | 7,628,336  | 7,628,336 | -  |
| (2)未収委託者報酬  | 390,720    | 390,720   | -  |
| (3)未収運用受託報酬 | 579,086    | 579,086   | -  |
| (4)未収投資助言報酬 | 192,856    | 192,856   | -  |
| (5)短期差入保証金  | 190,313    | 190,313   | -  |
| 資産計         | 8,981,312  | 8,981,312 | -  |
| (1)未払手数料    | 153,403    | 153,403   | -  |
| 負債計         | 153,403    | 153,403   | -  |

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)短期差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (有価証券関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## (ストック・オプション等関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## (持分法損益等)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 期首残高            | 55,470千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | -        |
| 時の経過による調整額      | 248千円    |
| 当中間会計期間末残高      | 55,718千円 |

## (賃貸等不動産関係)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔セグメント情報等〕

## 〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

|           | 投資信託<br>（運用業務） | 投資信託<br>（販売業務） | 投資顧問<br>（投資一任） | 投資顧問<br>（投資助言） | 合計        |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 外部顧客への売上高 | 1,376,936      | 11,985         | 907,372        | 183,923        | 2,480,217 |

## 2. 地域ごとの情報

## （1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名       | 売上高     |
|-----------------|---------|
| 年金積立金管理運用独立行政法人 | 276,652 |

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

| 当中間会計期間<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成24年9月30日） |             |
|------------------------------------------|-------------|
| 1株当たり純資産額                                | 459,577円08銭 |
| 1株当たり中間純損失金額                             | 2,918円92銭   |

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|                    | 当中間会計期間<br>（自 平成24年4月1日<br>至 平成24年9月30日） |
|--------------------|------------------------------------------|
| 中間純損失金額（千円）        | 55,129                                   |
| 普通株主に帰属しない金額（千円）   | -                                        |
| 普通株式に係る中間純損失金額（千円） | 55,129                                   |
| 普通株式の期中平均株式数（株）    | 18,887                                   |

## (重要な後発事象)

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

## (希望退職制度の実施)

当社は、平成24年10月18日開催の取締役会において、希望退職制度の実施を決議いたしました。その概要は以下のとおりであります。

## (1)実施理由

当社は、会社収支改善の一環として固定費の一層の削減を推進するため、希望退職制度を実施することとしました。

## (2)制度概要

- ①対象者 全社員
- ②募集人員 17名
- ③募集期間 平成24年11月19日から12月7日の間
- ④退職日 原則として平成25年3月31日
- ⑤優遇措置 通常の会社都合退職金に加え、特別退職金を支給するとともに、希望者に対しては再就職支援会社を通じた再就職支援を行います。

## (3)損失見込額

募集期間中であるため、中間財務諸表作成時点において当該募集による損失を合理的に見積ることは困難であります。平成25年3月期において特別退職金等を特別損失として計上する予定です。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### （１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

##### （２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****（1）受託会社**

（平成24年3月末現在）

| ①名称         | ②資本金の額<br>(百万円) | ③事業の内容                                                     |
|-------------|-----------------|------------------------------------------------------------|
| みずほ信託銀行株式会社 | 247,369         | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

**（2）販売会社**

（平成24年3月末現在）

| ①名称                                                                                                                         | ②資本金の額<br>(百万円)                                                                  | ③事業の内容                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 極東証券株式会社<br>ちばぎん証券株式会社<br>SMB C日興証券株式会社<br>日産センチュリー証券株式会社<br>みずほ証券株式会社<br>明和證券株式会社※2<br>楽天証券株式会社<br>株式会社SBI証券※1<br>株式会社愛媛銀行 | 5,251<br>4,374<br>10,000<br>1,500<br>125,167<br>511<br>7,495<br>47,937<br>19,078 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。<br><br><br><br><br><br><br><br>日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。 |

※1 株式会社SBI証券は新規販売を行っておりません。

※2 明和證券株式会社の取扱いは、一部解約の実行の請求の受付け、買取り、収益分配金の再投資、ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等となります。

**（3）投資顧問会社**

（平成24年3月末現在）

| ①名称                    | ②資本金の額<br>(百万円) | ③事業の内容                        |
|------------------------|-----------------|-------------------------------|
| タンゴ・インベストメント・ブレインズ株式会社 | 10              | 「金融商品取引法」に定める投資助言、代理業を営んでいます。 |

**2【関係業務の概要】****（1）受託会社**

受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。

**（2）販売会社**

販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

**（3）投資顧問会社**

投資顧問会社として、運用に関する助言・情報提供等を行います。

**3【資本関係】**

該当事項はありません。

（参考情報：再信託受託会社の概要）

**1. 名称、資本金の額及び事業の内容**

（平成24年3月末現在）

| ①名称              | ②資本金の額<br>(百万円) | ③事業の内容                                                     |
|------------------|-----------------|------------------------------------------------------------|
| 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 50,000          | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

**2. 関係業務の概要**

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

**3. 資本関係**

該当事項はありません。

**第3【参考情報】**

当特定期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 平成24年9月28日  | 臨時報告書         |
| 平成24年12月21日 | 有価証券報告書       |
| 平成24年12月21日 | 有価証券届出書       |
| 平成24年12月27日 | 臨時報告書         |
| 平成24年12月27日 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 平成25年1月4日   | 有価証券届出書の訂正届出書 |

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

蒲谷 剛史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊藤 雅人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）の平成24年9月25日から平成25年3月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ジャパン・セレクト（3カ月決算型）の平成25年3月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 前 正 紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 重要な後発事象の「本社移転について」に記載されているとおり、会社は平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋にかかる賃貸借契約を締結した。
2. 重要な後発事象の「投資一任契約の解除について」に記載されているとおり、会社は平成24年6月26日に、主要な顧客より、投資一任契約について解除する旨の通知（解約日は別途通知）を受領した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)



## 独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月21日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

壁 谷 恵 嗣 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

辻 前 正 紀 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 強調事項

1. 重要な後発事象の「希望退職制度の実施」に記載されているとおり、会社は平成24年10月18日開催の取締役会において、希望退職制度の実施を決議した。
  2. 追加情報の「本社移転について」に記載されているとおり、会社は平成24年4月27日開催の取締役会において、本社移転について決議し、平成24年5月23日付で新社屋に係る賃貸借契約を締結した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[前へ](#)

